

陸普第二〇五七號

陸普第二〇五七號

内地(甲)

外地部隊ニ徴(召)集中ノ軍屬ニ對スル補給金處理ニ關スル件陸軍一般へ通牒

昭和二十年十月十八日

陸軍省副官 美 山 要 藏

外地部隊ニ徴(召)集中ノ軍屬ニ對スル在籍部隊復員後ニ於ケル俸給等補給金ノ處理ニ關シ別紙ノ通定メラレタルニ付依命通牒ス

別紙

一 内地陸軍部隊復員ニ當リ該部隊在籍ノ軍屬ニシテ外地部隊ニ徴(召)集中ト認メラル、モノアルトキハ本年陸密第五七七七號(留守宅渡送金及應召軍屬等補給金ノ處理ニ關スル件)ニ定ムル處理ヲ爲シタル後軍屬トシテノ身柄ハ之ヲ陸軍留守業務部へ轉屬セシメ其ノ旨同部へ通報スルモノトス

二 陸軍留守業務部前號ノ轉屬ヲ受ケタルトキハ前在籍部隊復員ノ月ヨリ起算シ四月目ヨリ昭和十八年陸普第八八四號(陸海軍ニ徴集又ハ召集セラレタル文官等ノ俸給等ノ補給ニ關スル件)ヲ準用シ補給金ノ支給ヲ行フモノトス但シ同規程第五條ノ規定ニ拘ラス當該月分ヲ含ミ三月分以内ノ後拂トス

三 前號ニ依リ補給金ノ支給ヲ受ケアル者ハ除隊若ハ召集解除ノトキ(已ムヲ得サル場合ハ陸軍留守業務部ニ於テ除隊若ハ召集解除ノ通報ヲ受ケタルトキ)ヲ以テ退職セシメラレタルモノトシ爾後ノ補給金ハ之ヲ停止スルモノトス此ノ際本年陸密第五七二九號(陸軍解散ニ伴フ給與等ニ關スル件)及陸密第五七七七號ニ依ル退職賞與等ノ支給ハ之ヲ行ハサルモノトス

四 陸軍留守業務部長ハ本年陸密第五七七七號ニ依リ在籍部隊ヨリ引繼ヲ受ケタル書類ニ基ク外本ハ外地部隊

陸 軍

0687

與へ徵集又ハ召集中ナルヤ否ヤヲ左ニ掲クル手段ニ依リ認知ノ途ヲ講スルモノトス

イ 直接本人留守宅トノ書類往復

ロ 新聞其ノ他ニ依ル廣告

ハ 前在籍部隊殘務整理者トノ連絡

ニ 本人ノ徵(召)集ノ外地部隊トノ連絡

ホ 其ノ他適當ト認ムル手段

五 前號ニ依リ認知シタル人員ニシテ第一號ニ定ムル軍屬ノ措置ヲ終ラサルモノアルトキハ陸軍留守業務部長ノ認知ヲ以テ轉屬アリタルモノト看做ス

六 外地部隊在籍ノ軍屬ニシテ從來内地ノ留守宅ニ於テ補給金ノ支給ヲ受ケアル者ノ處理ニ關シテハ第二號乃至第五號ニ準シ陸軍留守業務部長ニ於テ處理シ其ノ旨本人在籍部隊ニ對シ通報スルモノトス但シ補給金支給開始ノ月分ハ留守宅ノ申告ニ基ク補給金支給ノ杜絶シタル月分トス

七 前各號實施ノ細部ニ關シ必要ナル事項アルトキハ陸軍留守業務部長ノ定ムルトコロニ依ル
外地部隊ニ徵(召)集中ノ軍屬ニ對スル在籍部隊復員後ニ於ケル俸給等補給金ノ處理ニ關シ前各號ニ依リ難キ事情アルトキハ陸軍大臣ノ認可ヲ得テ陸軍留守業務部長之ヲ定ムルモノトス

四

算

0688

陸軍

七五七

陸軍

留守宅搬送金及應召軍需等諸給金之処理関係件

ア三十一日

副官

陸軍令取ノ復命ニ當リ俸給給付事務留守宅
搬送金及應召(徵集)中ノ軍需ニ對シテ部給金
ノ処理に關シテハ別紙ニ依リテ之ヲ決定スルコトヲ命
達ス

(日本標準規格 B-5)

0689

陸軍

本條 留守宅地送金、在号号依り俸給、料等
 留守宅地實施要領(以下要領上稱之)第四條之定
 一、要領中二條及三條は依り留守宅地昭和二十
 年三月送金了了、爾後送金、別之階示之
 迄行如之
 二、要領中二條之依り留守宅地送金了了實施
 以外者、對二一、要領別表之場、全額(實額
 ノ降之)ノ十月分相当額(右未拂ノ十月分)送
 金了了、本令施行之日、職官等ノ若留守宅地送
 金了了トス
 三、此令ノ日職官等ノ送金、昭和二十一年一月以降
 未拂ノ十月分ノ明示、振替貯金ノ場、依り
 了了、振替貯金ノ場ニ依り、難キ場合、昭和

(日本標準規格 B-5)

0690

三、軍中以降に於て現存化に適宜ノ方格ニ依りて
 得
 四、管領軍中ノ條ノ五項ニ依りて送金依此ヲ定ムルモノ
 了ルモノ依此部隊ト運送ノ送金ヲ打切
 了ルモノ
 五、昭和三年陸軍四〇四号(團部隊ノ)ノ
 六、前各号ノ實施ニ必要ナル事項ト爲シ陸軍部
 官業務部長ニ於て定ムルモノトス
 七、條ノ五項(徵集)中ノ軍部ニ於て神給ノ在リ
 各号ニ依り本ノ在籍部隊ニ於て處理スルモノ
 トス
 一、條(徵集)中ノ軍部ニ於て神給ノ在籍
 部隊復舊ノ月ヲ定ムルモノ今更ニ前條ノ送
 金ニ爾後ノ送金ハ之ヲ打切ルモノトス

(日本標準規格 B-5)

0691

陸軍

一、神給受領人の姓名に因りて神給を以てる人金類
 俸給の別を以て神給金類以外の之を除く、俸給額
 上着給の右俸給額を基礎として昭和三年陸軍
 令第九号の定むるに依りて退職賞與の算定に
 當て類々の下本人の算入軍務に退職賞與と
 送金金類とを以て
 三、前々退職賞與の送金に因りて前條の金類
 の送金に
 四、前々本人の實施の圖に必要と事與へるに該部隊
 の長官に於て定むるに依りて
 五、俸給の送金に定むるに依りて不費給の金類に
 本人の氏名、送金額、金類(収支共)及留年等
 推定(神給金)受領人の氏名住所の明記を
 以てて本人の署名に依りて処理するに依りて

(日本標準規格 B-5)

0692

陸軍

一 神給金之團之書類、本人在籍部隊に於て
 一 格上之案領者、此の陸軍留字業務部
 二 九月上旬迄に送付せられたる
 三 陸軍留字業務部前より書類を送付せ
 四 各地方の地域別送付金に便利を
 与へたる

(日本標準規格 B-5)

0693